

(様式2)

## 京丹後市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

### 1 趣旨について

近年、強盗目的の殺人事件や殺人未遂事件等の市民を震撼させる事件が京丹後市内で発生したことは記憶に新しく、また、国内においても連続して様々な犯罪が発生している状況であり、誰でもがある日突然、犯罪被害者等になってしまう可能性があります。

犯罪被害者等の支援においては、住民にとって最も身近な行政組織であり、かつ各種保健医療・福祉制度の実施主体である市町村が、まずは犯罪被害者等の一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局が所管する各種支援制度の案内をはじめ、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどの役割を担う必要があります。

京丹後市では、「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成21年3月30日条例第14号）」において、犯罪被害者等に対する支援を行うよう努めることを明記していますが、犯罪被害者等に関する支援策等について、より具体性を持ち、かつ、市民等に対し、犯罪被害者等の支援の趣旨の浸透を図るために、犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

### 2 条例の概要

第1条 条例の目的を明らかにしています

第2条 条例における用語の定義を明確にしています

第3条 基本理念を明らかにしています

第4条 市の責務を明らかにしています

第5条 市民及び事業者の責務を明らかにしています

第6条 市が犯罪被害者等に対して相談及び情報の提供等をするを明らかにしています

第7条 犯罪被害者等に見舞金を支給することができるを明らかにしています

第8条 犯罪被害者等に住居の提供等ができるを明らかにしています

第9条 学校等で教育活動を実施することを明らかにしています

第10条 犯罪被害者等の支援に関する市民等の理解を深めるための広報・啓発に努めることを明らかにしています

第11条 犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合を明らかにしています

### 3 施行期日について

平成24年4月1日から施行します。